

2026年の手形の 利用廃止

小切手の全面電子化へ

電子記録債権・
振込への
切替えはお早めに！

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しております。これをもとに、産業界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的決済サービス^(※)への移行をご検討ください。

(※)電子記録債権(でんさい等)とインターネットバンキング(IB)による振込



お早めに電子的決済サービスへ移行しましょう！

ポイント ①

政府は約束手形・小切手の 利用廃止の方針

政府は、「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」との方針を示しています。



※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(内閣官房)」より

ポイント ②

手形・小切手の 利用は毎年減少

手形・小切手の利用枚数はピーク時から約20分の1に減少しています。



※「全国手形交換高」、「電子交換所における手形交換高」より(一部推計)

ポイント ③

電子的決済サービスの 利用は毎年増加

代替手段の1つであるでんさいの利用件数は年々増加しています。

■発生記録請求件数(手形の振込に相当)



※「でんさいネット請求等取扱高」より

四国銀行

高知銀行

地元とともに
はたしん
幡多信用金庫

高知信用金庫

土佐信用組合

しっかりバンク
すくも商銀
SUKUMO SHOGIN
宿毛商銀信用組合

ろうきん